明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令（**総務**一二）　一
○義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**七）　四

〔告　示〕
○運転シミュレーターの型式認定番号を指定した件（**国家公安委**一一）　九
○過疎地域自立促進特別措置法第三十三条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域を公示する件（**総務・農林水産・国土交通**六）　一〇
○道路に関する件（**東北地方整備局**三四～三六）　一二
○都市計画に関する件（**関東地方整備局**七九～八一）　一二
○道路に関する件（**北陸地方整備局**二九）　一三
○都市計画に関する件（**中部地方整備局**四三～四六）　一三
○道路に関する件（**近畿地方整備局**七六）　一三
○都市計画に関する件（**中国地方整備局**五一）　一四
○道路に関する件（**九州地方整備局**四一、四二）　一四

〔官庁報告〕
産業
日本工業規格（経済産業省）　一五
標準仕様書（ＴＳ）の公表について（同）　一五
国家試験
水先人試験の施行（国土交通省）　一六

〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十一年度平成二十二年一月分）（財務省）　一六

〔公　告〕
諸事項
裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、厚生年金基金変更関係　一七
地方公共団体
公債償還（東京都区）、解散命令、行政死亡人、公示送達、旅行業者営業保証金の権利実行申立てに係る公告関係　一七
会社その他
会社決算公告　一九

省　令

○総務省令第二十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月二十三日

総務大臣　原口　一博

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第八条関係）

補助金等の名称等	処分を制限する財産の名称		処分制限期間（年）
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
市町村合併体制整備費補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	五十
		事務所用のもの及び左記以外のもの	
		寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	四十七
		店舗用のもの	三十九
		病院用のもの	三十九
		送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	三十八
		公衆浴場用のもの	三十一
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		倉庫事業の倉庫用のもの	三十一
		その他のもの	三十八
過疎地域集落等整備事業費補助金		れんが造、石造又はブロック造のもの	四十一
		事務所用のもの及び左記以外のもの	
		店舗用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三十八
		病院用のもの	三十六
		送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	三十四
		公衆浴場用のもの	三十
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		倉庫事業の倉庫用のもの	三十
		金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）	三十八
		事務所用のもの及び左記以外のもの	
過疎地域集落整備事業費補助金			
地域間交流施設整備事業費補助金			
定住自立圏等民間投資促進交付金			
地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金			
地域活性化・生活対策臨時交付金			
地域活性化・公共投資臨時交付金			
地域活性化・経済危機対策臨時交付金			
地域活性化・きめ細かな臨時交付金			
情報通信技術開発支援等事業費補助金			
情報通信利用促進支援事業費補助金			
情報通信人材研修事業費補助金			
地域情報通信技術利活用推進交付金			
情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金			